

# 令和5年度 静岡労働局 労働行政運営方針

<u>令和5年度静岡労働局の最重点施策</u>	<u>P 1</u>
<u>最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり</u>	<u>P 2</u>
<u>人への投資、成長分野への労働移動等に向けた各種支援、 事業展開等に伴う人材育成の推進</u>	<u>P 7</u>
<u>女性活躍・男性の育児休業取得等の推進</u>	<u>P1 3</u>
<u>労働保険適用徴収業務の適正な運営</u>	<u>P1 5</u>

# 令和5年度 静岡労働局の最重点施策

## 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、賃上げが重要な課題とされています。中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、「働き方改革推進支援センター」による相談支援のほか労働基準監督署においても企業の最低賃金・賃金引き上げに向けた支援等を行います。

また、テレワークに関する相談支援やフリーランスとして安心して働ける環境の整備、副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等を行います。

さらに、令和6年度から全ての事業場に時間外労働上限規制が適用されることから、制度の円滑な施行のため、必要な周知を行うとともに関係各機関と連携して支援を行い、過重労働を原因とした労災請求事案や長時間労働が疑われる事案については、監督指導を徹底します。

労働災害の防止については、第14次労働災害防止計画を新たにスタートさせ、災害が多い業種や高齢労働者、外国人等労働者の属性、転倒や腰痛等災害の態様別から防止対策を講じていくとともに、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策に取り組みます。

## 2 人への投資、成長分野への労働移動等に向けた各種支援、多様な人材の活躍促進

デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を進めるため、特定求職者雇用開発助成金による新規雇入れに対する支援や人材開発支援助成金等による在職者訓練への支援等、事業再構築に必要な人材の円滑な受入及び雇用維持支援と労働者の雇用の安定を確保するため、「人への投資」施策パッケージによる各種支援助成金の活用を支援いたします。

ハローワークにおいて、医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するとともに、デジタル分野等での人材育成のための訓練コースの設定により円滑な労働移動の促進を図ります。

地方公共団体、経済団体及び各就職支援関係機関と連携し、ハローワークの専門相談員による女性、新規学卒者、非正規雇用労働者、就職氷河期世代、高齢者、障害者及び外国人などの就労及び就職の支援を行い、地域での多様な人材の活躍を促進します。

## 3 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

女性の活躍推進をより一層進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、「女性活躍推進法」「男女雇用機会均等法」の履行確保を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要なことから、改正された「育児・介護休業法」の周知を図るとともに法の着実な履行確保に取り組めます。

さらに、職場におけるハラスメントを防止するため、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の対策を総合的に推進します。

# 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり

## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において賃上げが重要な課題とされています。最低賃金・賃金の引上げには、中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠です。

そのため、「パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、賃上げにむけた環境整備に取り組むとともに、業務改善助成金等支援策の活用、「働き方改革推進支援センター」による相談支援事業の活用について引き続き周知を図り、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となるよう地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引き上げに向けた支援等を行います。

### 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)

**事業内最低賃金の引き上げ**

+

**設備投資等**  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

▶

**業務改善助成金を支給**

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

#### 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 賃金引き上げ特設ページを開設!

このページでは、賃金引き上げを推進した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金推移が分かる最新情報など、賃金引上げに向けた企業に必要となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、必ずご活用下さい!

**賃金引き上げ特設ページのメニュー**

**MENU1**  
賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

**MENU2**  
地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能

**MENU3**  
賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

**PICK UP**

**地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能**

いび賃金を引き上げようと思っても、いかにすれば良いか悩ましいところ。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

**検索結果の例**

A業種における「A地域」における平均的な賃金推移				A業種における「B地域」における平均的な賃金推移			
業種	平均賃金	前年比	前年比	業種	平均賃金	前年比	前年比
鉄鋼業	979円	1.2%	1.2%	鉄鋼業	979円	1.2%	1.2%
非鉄金属製造業	995円	1.5%	1.5%	非鉄金属製造業	995円	1.5%	1.5%
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	964円	1.8%	1.8%	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	964円	1.8%	1.8%

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック！

<https://www.aiteiching.info/chinginfo/>

## 2 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情等を踏まえ、充実した審議が尽くせるよう最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

改定された最低賃金額について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、改定の周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を行います。

最低賃金の種類		金額 (時間額)
静岡県最低賃金		944円
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼、非鉄金属製造業	979円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	995円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	964円

## 3 同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受け、雇用環境・均等室や職業安定部による指導や支援策の周知を行い、同一労働同一賃金に対する企業の自主的な取組を促します。

また、パートタイム・有期雇用労働法の年間を通じた報告徴収等を行い、法の着実な履行確保を図るとともに、法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知徹底を図ります。

併せて、「静岡働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口におけるきめ細やかな相談支援等により中小企業事業主に対する支援を行います。

## 4 柔軟な働き方がしやすい環境整備

情報通信技術を活用した働き方や副業・兼業での働き方が広がる中、雇用型テレワークについては、労働者が安心して働くことのできる「良質なテレワーク」の導入・実施を進めていくため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知やテレワーク相談センターの紹介を行うとともに、テレワークや副業・兼業等柔軟な働き方について、労働基準法や各種ガイドラインに基づく適正な労務管理の周知啓発に取り組めます。

## 5 安全で健康に働くことができる環境づくり

### (1) 長時間労働の抑制

#### ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

労働基準監督署に配置している「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労基法の周知、テレワーク等の新しい働き方に対応した労務管理の支援等きめ細やかな相談・支援活動を行います。

#### ② 時間外労働上限規制適用猶予事業等に対する支援

ア 医師に対しては、

- ・ 県及び勤改センターとの連携を取りつつ医療機関への適切な支援を行います。
- ・ 宿日直許可申請の相談に対する懇切丁寧な対応を行います。

イ 自動車運送業に対しては、

- ・ 令和6年4月から施行される改正改善基準告示についての説明会を行います。
- ・ 労働基準監督署において、発・着荷主等に対する長時間の恒常的荷待ち時間を発生させないための配慮の「要請」を行います。
- ・ 「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の周知と利用勧奨を行います。

ウ 建設業に対しては、

- ・ 関係機関を構成員とする静岡県建設業関係労働時間適正化推進協議会の運営、改正労働基準法の周知のための説明会の実施等を通じて、建設現場の働き方改革を推進し、長時間労働の抑制を行います。

#### ③ 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると思われる事業場及び過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を徹底します。また、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない事業場や法違反を繰り返す事業場、重大な法違反を発生させた事業場等に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

働き方改革は進んでいますか？  
改正労基法の適用猶予が順次廃止されます  
併せて改善基準告示が改正されます！

Point 1 自動車運送の業務においても時間外労働の上限規制が適用されます（罰則付き）  
2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、2024（令和6年）4月1日から自動車運送の業務に、従事する労働者にも上限規制が適用されます。  
～2024（令和6）年3月31日～  
自動車運送の業務 上限規制は適用されません。 2024（令和6）年4月1日～ 自動車運送の業務に適用される改正労働基準法の改正労働時間の上限は40時間（休日労働を含む。）  
自動車運送の業務に適用される改正労働基準法の改正労働時間の上限は40時間（休日労働を含む。）  
自動車運送の業務に適用される改正労働基準法の改正労働時間の上限は40時間（休日労働を含む。）  
自動車運送の業務に適用される改正労働基準法の改正労働時間の上限は40時間（休日労働を含む。）

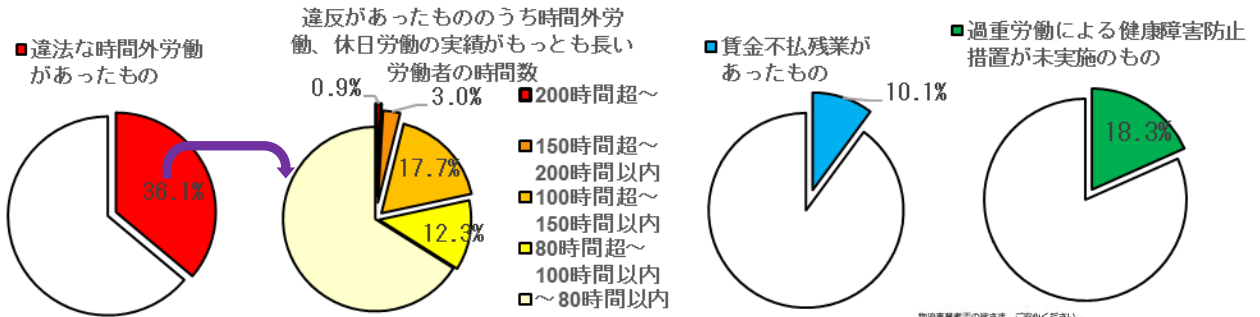
時間外労働の上限が短くなります  
時間外労働の上限規制  
2024（令和6）年4月1日～ 月18時間の削減が必須！  
2024（令和6）年4月1日～ 月18時間の削減が必須！  
2024（令和6）年4月1日～ 月18時間の削減が必須！  
2024（令和6）年4月1日～ 月18時間の削減が必須！

Point 2 時間外労働の割増率が変わります  
改正労働基準法  
改正労働基準法  
改正労働基準法  
改正労働基準法

トラック運転者の長時間労働改善に特化した「特別相談センター」  
トラック運転者の長時間労働改善に特化した「特別相談センター」  
トラック運転者の長時間労働改善に特化した「特別相談センター」  
トラック運転者の長時間労働改善に特化した「特別相談センター」

厚生労働省 静岡県労働基準監督署





#### ④ 長時間労働の抑制につながる取引環境の見直し

下請中小企業等の労働条件関係法令違反の背景に、親事業者等の違反が疑われる場合には、中小企業庁や公正取引委員会又は国土交通省に通報を行います。

中小企業をイジめるような無理な取引は見逃しません!

たとえば、そのお取りぐと

急な発注だから、ドライバーに休日出勤させるしかないのだから、運送代金は増えませんか?

予定どおりに運送代金を払ってもらえない! 従業員に賃金を払えなくなるかも……

得意との取引が原因ではありませんか?

以下のような行為は「強請法(物流特種指定)」<sup>1)</sup>で禁止されています!

- 買いたたき
- 代金の滞り
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 不当な経理上の利益の提供要請

親事業者による強請法(物流特種指定)違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署では、ご相談への対応だけでなく、強請法違反を調査している公正取引委員会へご相談の取次ぎを行ってまいります(※強請法)。
- お客様の場合は、①お問い合わせの方法をお知らせください。②お客様の労働基準監督署にご相談ください。企業側のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送していただく。※シートは郵送でお送りいただくことも可能です。

公正取引委員会 厚生労働省

## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ① 法定労働条件の確保等

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

### ② 外国人労働者の労働条件確保対策の推進

ア 名古屋出入国在留管理局、外国人労働者実習機構名古屋事務所との相互通報など関係機関と連携し、外国人労働者の労働条件確保・改善を図ります。

イ 技能実習生を含む外国人労働者の労働条件に問題があると考えられる事業場又は重大な労働災害が発生した事業場への指導を行います。

ウ 技能実習生等に対する人身取引が疑われる事案や人権侵害が疑われる事案等の重大・悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処します。

エ 静岡労働局及び浜松・三島・磐田・島田の各労働基準監督署において、外国人労働者相談コーナーを設置して英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語に対応する外国人労働者労働条件相談員を配置し、労働相談、申告受理等の外国人労働者の労働条件確保に努めます。

技能実習生を受け入れている事業場の皆さま

技能実習生に対するその行為は **人身取引**です

人身取引<sup>1)</sup>は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制的労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。厳格に御注意ください。

強制的労働

- 労働者の意思に反して働かせる行為

中間搾取

- 第三者が労働者の賃金の一部を不当に搾取(いわゆる「ピンハネ」)行為

以下の行為も「人身取引」となる可能性があります

暴力、脅迫、監禁その他の強制力

- 暴力、脅迫、監禁のほか、恐喝、殴りかかろうとする など

力の運用またはげいげいな立場に集する

- 職場内の上下関係をを利用して、相手の弱い立場につけ込む など

解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「解雇せざる」といって働かせることも、この手段に該当する可能性があります

厚生労働省 都道府県労働局 法務省出入国在留管理庁 外国人技能実習機構



外国人労働者相談コーナー

### (3) 労働者の健康と安全の確保

#### 第14次労働災害防止計画(令和5年度～5か年)の推進

##### ① 建設業における死亡災害の撲滅等

死亡災害が多発している建設業での労働災害を防止するため、リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及び高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく取組の定着を図ります。また、製造業や林業など重篤な災害が発生している業種についても、関係法令に基づく取組の徹底や関係ガイドラインの周知を図ります。

##### ② 転倒災害等の行動災害の防止

「転倒」や「腰痛」などの行動災害防止対策について、県内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会(小売業・介護施設)の運営及び自主的な安全衛生活動の導入支援の取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。

##### ③ 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害が増加傾向にあることから、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材による安全衛生教育の促進や注意表示等の「見える化」の促進を図ります。

##### ④ ストレスチェック制度の浸透をはじめとした健康確保対策の推進

###### ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策

ストレスチェック等のメンタルヘルス対策や長時間労働者に対する医師による面接指導といった労働者の健康確保の取組が各事業場で実施されるよう、引き続き指導を行います。

特に中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、静岡産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの周知、利用促進を図ります。

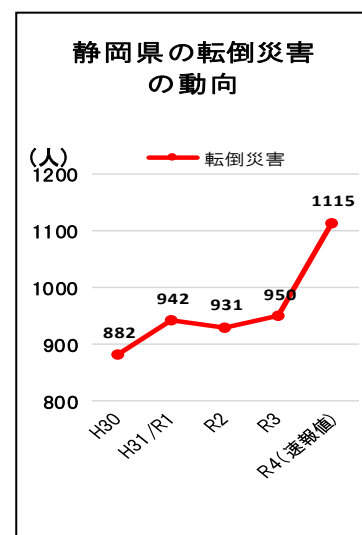
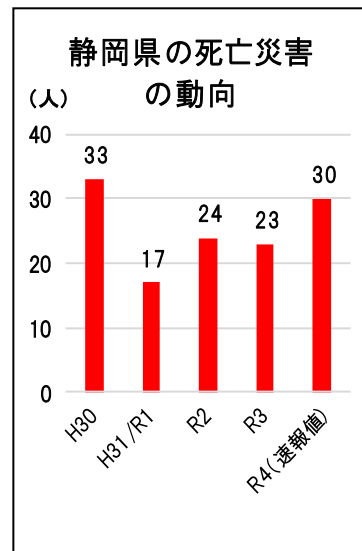
###### イ 化学物質による健康障害防止対策

新たな化学物質規制関係の法令の周知を図るとともに、ラベル表示、SDS(安全データシート)等に基づくリスクアセスメント等の実施のため丁寧な指導を行います。

また、改正石綿則に基づく石綿事前調査者講習の受講勧奨及び資格者による事前調査、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果の報告等の徹底及び発注者への制度の周知等を図ります。

###### ウ 職場における感染症防止対策

新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策の周知を図ります。



安全標識用語代表例

- Anzen hyōshiki yōgo daihyōrei
- Typical terms on safety signs
- Termos usados em segurança

<b>立入禁止</b> Tachiri kinshi Do not enter Proibido a entrada	<b>立入禁止</b> DANGER DO NOT ENTER
<b>通行禁止</b> Tsūkō kinshi No trespassing Passagem proibida	<b>通行禁止</b> NO TRESPASSING
<b>使用禁止</b> Shiyō kinshi Do not use Proibida a utilização	<b>使用禁止</b> DO NOT USE
<b>頭上注意</b> Zujō chūi Watch your head Cuidado com a cabeça!	<b>頭上注意</b> DANGER WATCH YOUR HEAD
<b>火気厳禁</b> Kaki genkin Fire prohibited Proibido acender fogo ou qualquer tipo de chama	<b>火気厳禁</b> DANGER FIRE PROHIBITED

ラベル	SDS (安全データシート)
ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達(容器や包装にラベルの貼付や印刷)	事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

## (4) 迅速・適正な労災保険の給付

### ① 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」に基づき迅速かつ的確な調査及び決定を行います。

また、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、その罹患後症状も含め労災保険給付の対象となることについて積極的に周知を行います。

新型コロナウイルス感染症に関する事案の労災補償状況

	令和3年度	令和4年度 (4.12.31まで)
請求件数	429	2135
決定件数	349	1798
うち支給決定件数	348	1798

### ② 過労死等事案、石綿関連疾患に係る的確な労災認定

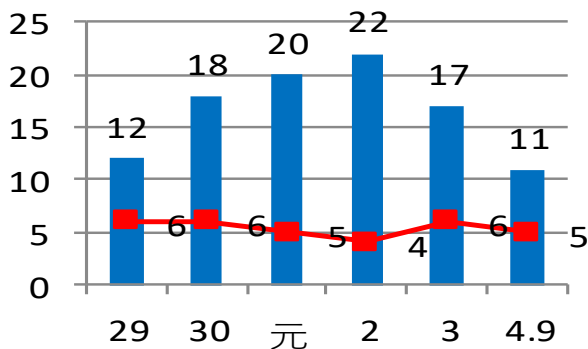
労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

特に社会的関心の高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

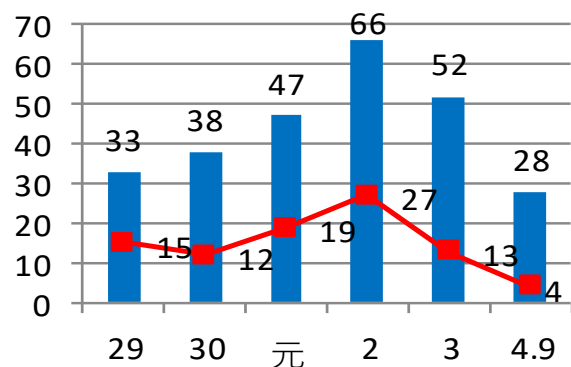
さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します

(過労死等事案、石綿関連疾患の労災補償状況)

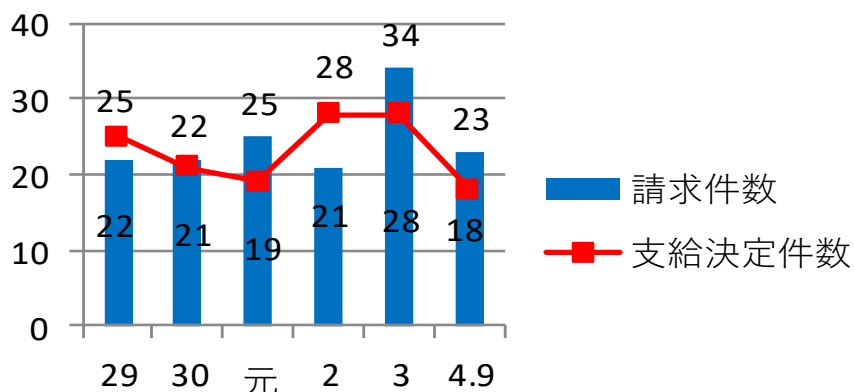
脳・心臓疾患



精神障害



石綿関連疾患(石綿救済法を含む)



# 人への投資、成長分野への労働移動等に向けた各種支援、事業展開等に伴う人材育成の推進

## 1 デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への取組支援

「人への投資」施策パッケージによる各種助成金の拡充により、成長分野への労働移動や新たな事業展開等に伴う人材育成を支援します。

### ○特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)

ハローワーク等の紹介により成長分野(デジタル、グリーン)の業務や就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成を行った上で賃金引き上げを行う事業主に対して、高額助成(通常コースの1.5倍)を行います。

### ○産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた出向元事業主に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

### ○人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費の助成及び賃金助成を行います。

### ○キャリアアップ助成金(正社員化コース・賃金規定等改定コース)

非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規労働者が正規労働者に転換等した場合に助成する正社員化コースを拡充するとともに、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成する賃金規定等改定コースを拡充します。

## 2 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

### (1) 円滑な労働移動に資する情報等の整備

円滑な労働移動を実現するためには、職業情報等の「見える化」が重要であるため、職業情報及び職業能力に関する情報について、job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))において情報を整備しています。また、職場情報総合サイト(しよくばらぼ)においては、企業の勤務実態などの働き方や採用状況に関する企業の職場情報を確認することが可能となっています。

これらを活用しながら、職業相談等において、求職者のニーズ・状況を踏まえ、円滑に再就職支援を実施できるよう支援していきます。

### (2) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

静岡県との共催による静岡県地域職業能力開発促進協議会において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、訓練修了者や当該修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証により、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等を促進します。

特に令和5年度においては、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を新たに実施します。



ハロートレーニング  
—— 急がば学べ ——



### (3) 人材確保対策コーナーでの支援の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク静岡・浜松・沼津の「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、特に、医療・福祉分野の潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人者に対する求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。



ハローワーク静岡 (左)運輸見学会 (右)ふくし見学会

### (4) デジタル分野における新たなスキルの取得による円滑な再就職支援

IT分野及びWEBデザイン等の資格取得を目指す訓練コースについて、訓練コースの拡充を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野の公的訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

### (5) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワークにおいて、学生、子育て中の女性等、がん等の長期療養者等に対するオンライン職業相談の更なる推進、就職支援セミナーのオンライン配信の実施、SNS・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図ります。また、オンライン対応の困難な課題を抱える者等については、ハローワークへの来所を促し、本人の希望やニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

## 3 多様な人材の活用支援

### (1) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

就職を希望する子育て中の女性等を対象にマザーズハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施するとともに、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保、保育所・子育て支援サービス情報の提供等を行います。また、オンラインを活用した職業相談、情報提供とともに、地域の子育て支援機関等との連携を強化し、就職支援サービスの充実を図ります。

マザーズハローワーク

マザーズハローワーク浜松

キッズコーナー



## (2) 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

### ① ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等の早期再就職を希望する者で、就職活動のプロセスに複数又は深刻な問題を抱える者、及び業種間・職種間移動による再就職を希望する者等、支援の必要性が高い求職者に対し、ハローワークの就職支援ナビゲーターが担当者制により、その個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行い、2～3ヶ月間で再就職を目指します。

### ② 求職者支援制度による再就職支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。



### ③ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークにおいて、地方公共団体との協定等に基づき、福祉事務所・自立相談支援機関等への巡回相談や福祉事務所に併設されたハローワークコーナー(浜松市・静岡市)と地方公共団体とが一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。



静岡市葵区ジョブサポートコーナー(市庁舎内)

### ④ 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者等への指導監督の徹底

令和4年10月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて、適正な運営を確保します。また、いわゆる偽装請負、同一労働同一賃金に加え、雇用安定措置に関する事項等、あらゆる機会を通じた情報把握に努めるとともに、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

## (3) 就職氷河期世代の活躍支援

### ① ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク静岡・浜松のミドル・チャレンジコーナーにおいては専門担当者によるチームにより、個別の支援計画に基づいた、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。企業に対しては正社員での雇い入れや一定期間の試行雇用に係る助成金等の活用を促進しつつ、求人開拓等を集中的に実施します。



浜松ミドル・チャレンジコーナーミニ面接会・説明会

## ② 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に  
対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係  
部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を  
推進します。



## ③ 就職氷河期世代の活躍支援のための静岡県プラットフォームを活用した支援

令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度、6年度の  
2年間で「第2ステージ」と位置付け、地方公共団体や関係団体等を構成  
員とする「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、  
支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇  
入れや正社員化等の支援に地域一体となって取り組みます。



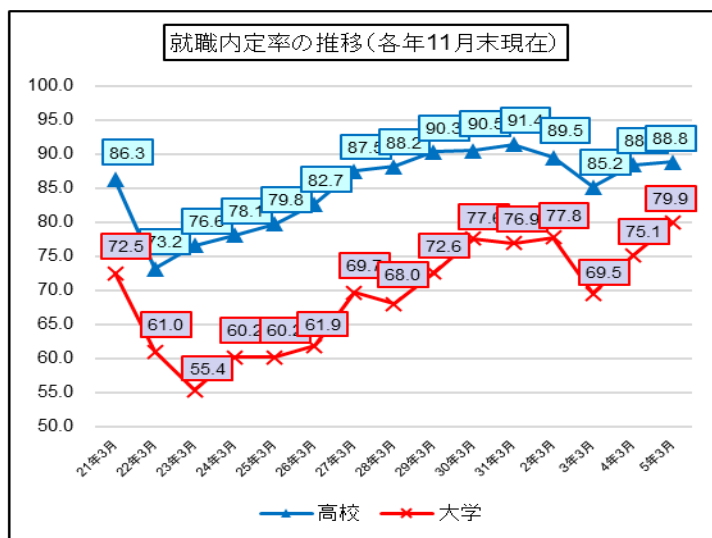
## (4) 若年者等への就職支援

### ① 新規学卒者等への就職支援

静岡・浜松新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターが担当者制により個別支  
援を実施し、学生等への就職支援を強化します。企業説明会や就職面接会は、対面式に加えオンラ  
インでの開催を積極的に行います。

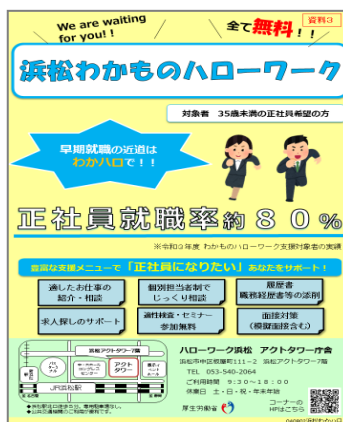
県内大学等の学生へ、就職活動開始  
前の早期段階から県内就職意欲向上及  
び就職後の早期離職防止に向けて、「静  
岡県の実情」「県内企業の魅力」の発信  
及び「新卒応援ハローワーク等の紹介」を  
メニューとしたセミナーを県内大学等で開  
催します。

(若年者地域連携事業「出張大学生セミナー」)



### ② フリーター等への就職支援

フリーター等を対象に、浜松わかものハ  
ローワーク等に配置された就職支援ナビ  
ゲーターによる就労支援、各種セミナーの  
開催、個別求人開拓、就職後の定着支  
援の実施など、きめ細かな個別支援を通  
じて正社員就職を支援します。

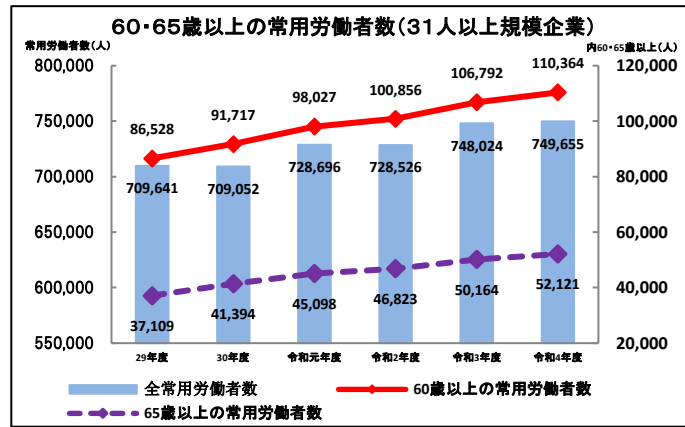


## (5) 高齢者の就労・社会参加の推進

### ① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

65歳までの雇用確保措置(義務)及び70歳までの就業確保措置(努力義務)とする高年齢者雇用安定法について事業主への周知・啓発を図ります。

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用推進プランナー等と連携し、企業等に対する提案型の相談による支援を行います。



高年齢者雇用状況報告(6.1)より

### ② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、高年齢者の多様なニーズを踏まえたきめ細かな職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的な職業相談・紹介によるマッチング支援を行います。

また、軽易な就労等を希望する者に対しては、シルバー人材センターへの誘導を行うなど、地域の各機関と連携し、高年齢者の多様なニーズに対応した就業機会の支援を実施します。

## (6) 障害者の就労促進

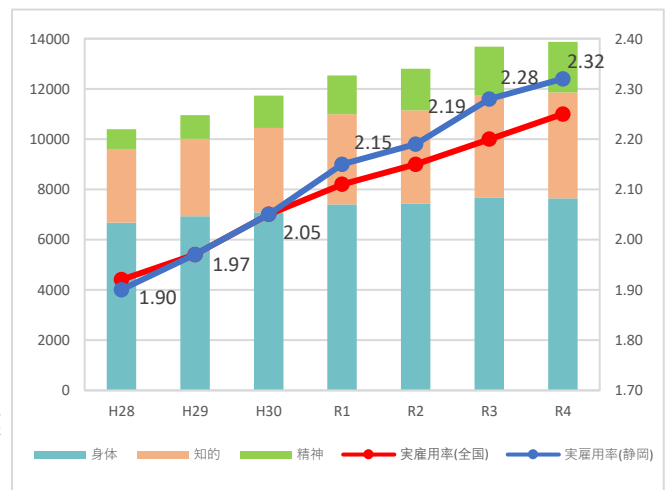
### ① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%とされ、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられる予定です。

ハローワークにおいては、雇用率未達成企業に対して、雇入れ支援を積極的に行い、早期対応を促進します。

特に中小企業をはじめとした、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援の実施等、障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

○民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



障害者雇用状況報告(6.1)より



### ② 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

公務部門においても令和5年4月からの新たな法定雇用率が3.0%とされ、令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%と段階的に引き上げられる予定です。公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局から啓発・助言等を行います。

また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行います。

## (7) 外国人に対する支援

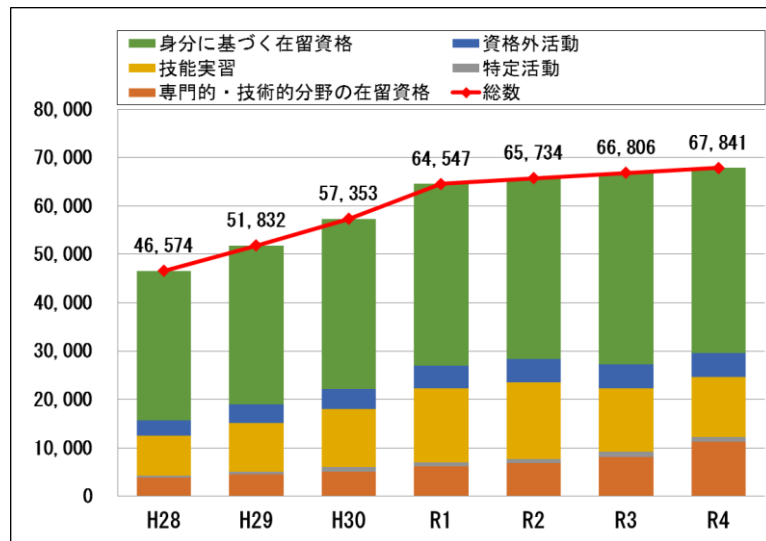
### ① 外国人求職者に対する就職支援

ハローワークに設置する外国人雇用サービスコーナーを中心に専門相談員や通訳員を配置し、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

また、日系人等の定住外国人に対し、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした「外国人就労・定着支援研修」を実施し、安定的な就職と職場への定着の促進を図ります。

併せて、就労を希望するウクライナ避難民に対しては、地方自治体・学校等における受入情報等を把握し、関係機関と連携してきめ細かな支援を行います。

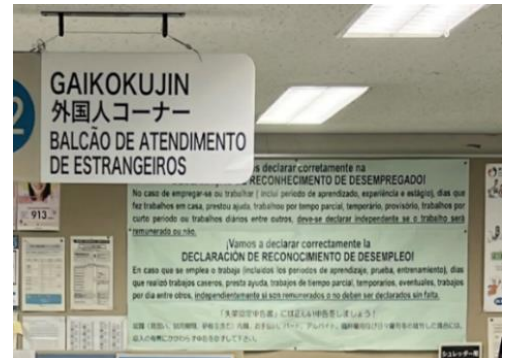
在留資格別外国人労働者数の推移(令和4年10月末現在)



外国人雇用サービスコーナー

### ② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する指導等

ハローワーク職員や外国人雇用管理アドバイザー(社会保険労務士や行政書士等へ委嘱)による事業所訪問等を行い、外国人労働者の雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等を実施します。

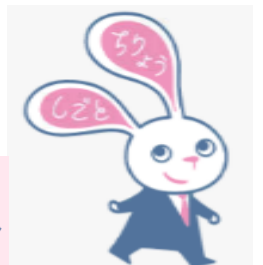


## (8) 治療と仕事の両立支援

ハローワークでは、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病に罹患した求職者に対し、担当者制予約制による職業相談(オンライン含む)やがん診療連携拠点病院での出張職業相談、治療と両立できる求人の開拓などを行います。

また、「静岡県地域両立支援推進チーム」において、両立支援制度及び両立支援コーディネーターの役割等について広く県民の理解を得る手法を検討し、さらに、静岡産業保健総合支援センターの両立支援制度に係る各種支援事業の周知を図ります。

事業場における治療と仕事の  
両立支援のためのガイドライン



## 1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

### (1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

令和4年7月8日に施行された常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善を進めるとともに、一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すことで、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、「女性活躍推進法」及び「男女雇用機会均等法」の履行確保を図ります。



また、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣が認定する「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定の取得促進を図ります。

女性活躍推進認定マーク  
「えるぼし」



### (2) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と育児等の両立支援の推進

令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年度より施行されている「産後パパ育休」(出生時育児休業)を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知を図ります。

また、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する指導等を積極的に行います。

### (3) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実情に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届け出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」・「プラチナくるみん」、「トライくるみん」、「くるみんプラス」(不妊治療と仕事の両立支援の認定制度)の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



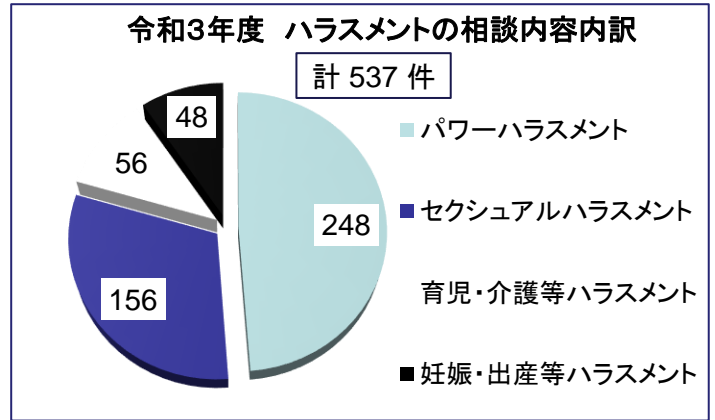
#### (4) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援 (再掲)

就職を希望する子育て中の女性等を対象にマザーズハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施するとともに、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保、保育所・子育て支援サービス情報の提供等を行います。また、オンラインを活用した職業相談、情報提供とともに、地域の子育て支援機関等との連携を強化し、就職支援サービスの充実を図ります。

## 2 総合的なハラスメント対策の推進

### (1) 職場におけるハラスメント対策の実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置について周知を図るとともに、年間を通じて計画的に指導等を行い、法の履行確保を図ります。



### (2) 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施等

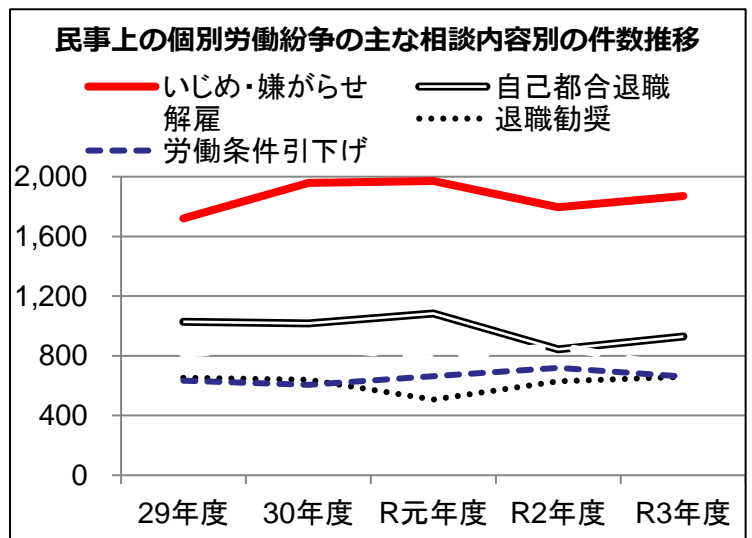
職場におけるハラスメント撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知・広報を行います。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対してハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図るとともに、カスタマーハラスメントについては、対策マニュアル等を活用して防止対策を促進します。

### (3) 労働関係紛争の早期解決の促進

労働局及び労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応します。

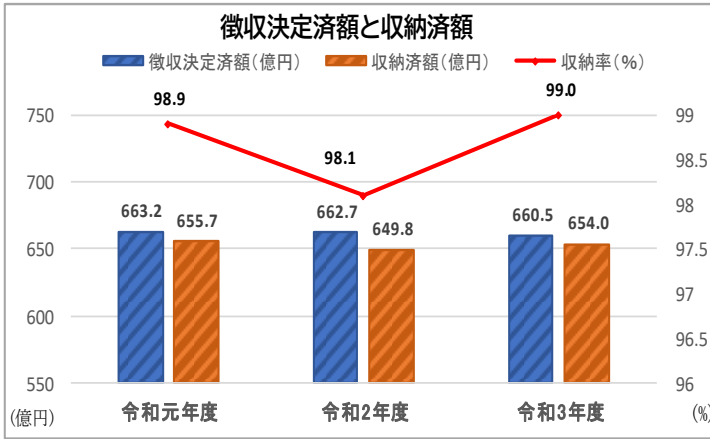
労働局長による助言・指導については、効果的に実施するとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応により、個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。



# 労働保険適用徴収業務の適正な運営

## 1 労働保険料の適正徴収等

- (1) 事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に基づく労働保険料を申告・納付するよう適切な指導を行います。
- (2) 保険料収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組み、滞納事業主に対する財産差押え等、効果的かつ実効ある滞納整理を実施します。
- (3) 法定納期限における確実な納付や、収納事務の負担軽減につながる口座振替納付制度について、より一層の周知を図り、利用促進に取り組みます。

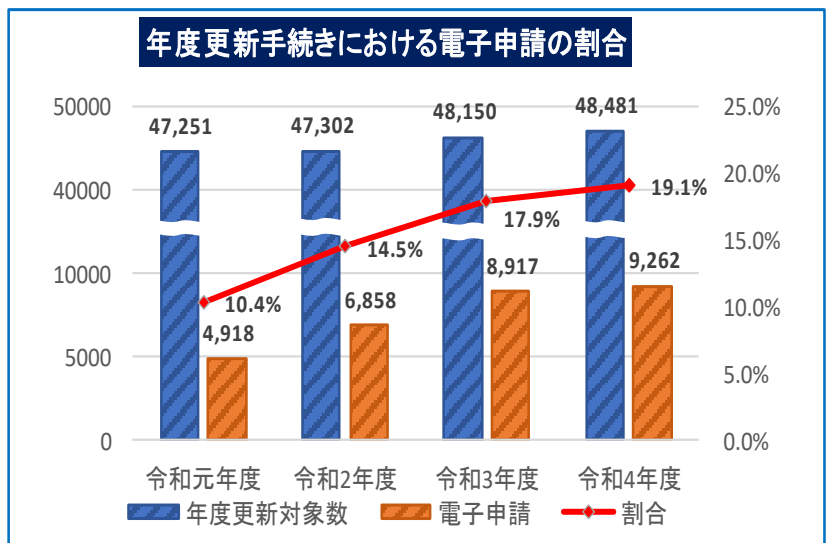


## 2 労働保険未手続事業一掃対策の推進

- (1) 労働者を雇用する全ての事業主の労働保険加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等について、局、署、所、各関係行政機関等及び労働保険未手続事業一掃業務の受託者との連携を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。
- (2) 他の行政機関等との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定等、強力に加入促進業務を実施します。

## 3 電子申請の一層の利用促進

オンライン利用率引き上げの基本計画に基づき、労働保険の成立、申告等の手続きの電子申請の利用について、あらゆる機会を捉えて周知し、電子申請の一層の利用促進を図ります。





## 静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)一覧

### 静岡労働局

	所	在	地	電 話 番 号
総 務 部	〒420-8639	静岡市葵区追手町9-50	静岡地方合同庁舎3階	054-254-6312
労働基準部				054-254-6313
雇用環境・均等室			静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
職業安定部				054-271-9960

### 労働基準監督署

	所	在	地	電 話 番 号
三島労働基準監督署 (下田駐在事務所)	〒411-0033	三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
	〒415-0036	下田市西本郷2-5-33	下田地方合同庁舎1階	(0558-22-0649)
沼津労働基準監督署	〒410-0831	沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎4階	055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041	富士市御幸町13-28		0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858	静岡市葵区伝馬町24-2	相川伝馬町ビル2階・3階	054-252-8165
島田労働基準監督署	〒427-8508	島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585	磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639	浜松市中区中央1-12-4	浜松合同庁舎8階	053-456-8151

### 公共職業安定所(ハローワーク)

	所	在	地	電 話 番 号
下田公共職業安定所	〒415-8509	下田市4-5-26		0558-22-0288
三島公共職業安定所	〒411-0033	三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎1階	055-980-1300
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414-0046	伊東市大原1-5-15		0557-37-2605
沼津公共職業安定所	〒410-0831	沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎1階・3階	055-931-0145
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412-0039	御殿場市かまど字水道1111		0550-82-0540
富士公共職業安定所	〒417-8609	富士市南町1-4		0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	〒418-0031	富士宮市神田川町14-3		0544-26-3128
清水公共職業安定所	〒424-0825	静岡市清水区松原町2-15	清水合同庁舎1階	054-351-8609
静岡公共職業安定所	〒422-8045	静岡市駿河区西島235-1		054-238-8609
焼津公共職業安定所	〒425-0028	焼津市駅北1-6-22		054-628-5155
島田公共職業安定所	〒427-8509	島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421-0421	牧之原市細江4138-1		0548-22-0148
掛川公共職業安定所	〒436-0073	掛川市金城71		0537-22-4185
磐田公共職業安定所	〒438-0086	磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181
浜松公共職業安定所	〒432-8537	浜松市中区浅田町50-2		053-541-8609
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431-1302	浜松市北区細江町広岡312-3		053-522-0165
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434-0037	浜松市浜北区沼269-1		053-584-2233